平成２７年（フ）第６５４号
埼玉県蓮田市椿山４丁目26番１号、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼728番地　レクセルマンション大宮大和田106
債務者　齋藤　和彦
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６５５号
埼玉県蓮田市椿山４丁目26番１号、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼728番地　レクセルマンション大宮大和田106
債務者　齋藤　利枝
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９７号
さいたま市見沼区大字南中野887番地19
債務者　大久保雅美
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１１号
さいたま市北区日進町１丁目821番地２　サンヴェルデ106号
債務者　高橋美喜子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２１号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目20番４号　和光マンション105、旧住所埼玉県川口市大字石神191番地の２　ＩＣＩプラザ一番館206号
債務者　東田　良康
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４３号
埼玉県蕨市塚越６丁目28番７号　グリーンロードＴＡＮＡＫＡ102号
債務者　前川　喜貴
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
埼玉県草加市金明町283番地７　タウンコーポＭ＆Ｍ一203号
債務者　櫻井　弘
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
埼玉県草加市金明町283番地７　タウンコーポＭ＆Ｍ一203号
債務者　櫻井　イネ
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
埼玉県越谷市花田２丁目26番地４　メゾン花田
債務者　田口　三郎
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
千葉県山武市麻生新田57番地75
債務者　藤川　演
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６６号
千葉県山武市麻生新田57番地75
債務者　藤川　玲子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
新潟県柏崎市長浜町６番45号
債務者　石塚　吉秋
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
新潟県長岡市下柳３丁目８番25号　サンハイム101号室
債務者　太田湖鶴絵
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９号
北海道北見市常呂町字土佐３番地17
債務者　小林　侑正
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
群馬県藤岡市鬼石842番地２　かわせみの里、住民票上の住所群馬県藤岡市藤岡８番地３
債務者　奥原　博
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３４号
群馬県藤岡市本郷881番地　市営住宅本郷団地74―１―24号
債務者　郷間加奈子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６１０号
堺市中区深井沢町3395番地　フェリス深井405号
債務者　貝野　弘
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係